第十七条

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約者の間に紛争が生じた場合には、両締約者は、まず、両締約者間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約者が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約者の要請により、各締約者が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（その国籍又は居所により紛争に関し中立とは認められない者でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動する。各締約者は、紛争の仲裁を要請する公文を一方の締約者が他方の締約者から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約者が六十日の期間内に自己の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約者も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約者は、2に規定する仲裁裁判所の決定に従うことを約束する。

第十八条

1　いずれの一方の締約者も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約者との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約者によりその法的手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する公文が両締約者の政府の間で交換された日に効力を生ずる。

3　改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約者の航空当局の間で行う。両締約者の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、両締約者の政府の間の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十九条

一方の締約者は、他方の締約者に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約者が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約者の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。

第二十条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十一条

この協定は、各締約者によりその法的手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する両締約者の政府の間の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年二月十日にマカオで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　佐藤重和
中華人民共和国マカオ特別行政区のために
　劉仕堯

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
　日本国内の地点―マカオ―後に特定される地点
　日本国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国の協定地域内の一地点をその起点とするものとし、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

2　マカオ特別行政区の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
　マカオ―日本国内の地点
　マカオ特別行政区の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、マカオをその起点とするものとする。

3　中間地点又は以遠の地点として、中国本土、台湾及び香港における地点に寄航することはできない。

外務大臣　岡田　克也
財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　菅　直人

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN
AND THE MACAO SPECIAL ADMINISTRATIVE REGION
OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
FOR AIR SERVICES

Japan and the Macao Special Administrative Region of the People's Republic of China (hereinafter referred to as "the Macao Special Administrative Region"), the Macao Special Administrative Region having been duly authorized to conclude this Agreement by the Central People's Government of the People's Republic of China, hereinafter referred to as the "Contracting Parties",

Desiring to conclude an agreement for the purposes of establishing and operating air services between and beyond their respective areas,

Have agreed as follows:

Article 1

1. For the purposes of the present Agreement, unless the context otherwise requires:

(a) the term "Convention" means the Convention on International Civil Aviation opened for signature at Chicago on 7 December 1944;

(b) the term "aeronautical authorities" means, in the case of Japan, the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism and any person or body authorized to perform any functions on civil aviation at present exercised by the said Minister or similar functions, and, in the case of the Macao Special Administrative Region, the Civil Aviation Authority of the Macao Special Administrative Region and any person or body authorized to perform any functions on civil aviation at present exercised by the said Authority or similar functions;

(c) the term "designated airline" means an airline which one Contracting Party has designated by written notification to the other Contracting Party for the operation of air services on the routes specified in such notification, and to which the appropriate operating permission has been given by that other Contracting Party, in accordance with the provisions of Article 4 of the present Agreement;